



平成 22 年 2 月 4 日

各 位

会社名 株式会社オプトエレクトロニクス
代表者名 代表取締役社長 俵 政美
(JASDAQ・コード6664)
問合わせ先 取締役会長 志村 則彰
電話番号 048-446-1181 (代表)

定款の一部変更ならびに新任補欠取締役および新任監査役の候補者に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更ならびに新任補欠取締役および新任監査役の候補者を決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件につきましては、2010年2月25日開催予定の第34回定時株主総会に付議し、正式に決定する予定です。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

① 取締役および監査役の責任免除規定の新設

取締役及び監査役が期待された役割を十分発揮できるよう、また、取締役及び監査役に有為な人材を迎えられるよう、会社法第426条及び第427条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款に第25条（取締役の責任免除）及び第34条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、本規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

② その他条数の変更

(2) 変更の内容

変更箇所は下線____にて表示しております。

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第24条 (条文省略)	第1条～第24条 (現行どおり)
(新 設)	<u>第25条 (取締役の責任免除)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>② 当会社では、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>

第25～32条 (条文省略)	第26～33条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>第34条 (監査役の責任免除)</u></p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
第33～40条 (条文省略)	第35～42条 (現行どおり)

(3) 日程

平成22年2月25日 第34回定時株主総会開催
平成22年2月25日 定款変更の効力発生

2. 新任補欠取締役候補者

新役職名	氏名	備考
補欠社外取締役	相川 泰男	弁護士

(注) 相川泰男氏は、会社法施行規則第3条第7号に定める補欠の社外取締役候補者であります。

3. 新任監査役候補者

新役職名	氏名	備考
社外監査役	古川 勝博	(現職) フレンドリー・パートナーズ株式会社 代表取締役社長

(注) 1. 古川勝博氏は、会社法施行規則第3条第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 本件につきましては、監査役会の同意を得ております。

以 上